

# 「参画と協働の指針」の概要

## 1 「指針」策定の経過

本市では、市民委員で構成する宮古市市民参画協働検討委員会を、平成19年8月1日に立ち上げ、「参画と協働の指針」について多様な視点から議論いただいた。10月30日に『「参画と協働の指針」に関する報告書』が、検討委員会から市へ提出された。

検討委員会から提出された『「参画と協働の指針」に関する報告書』について、関係団体から意見を聴き、その意見をもとに修正し、市としての「参画と協働の指針」（素案）を策定した。

12月には、市としての「参画と協働の指針」（素案）を、市議会に説明し、意見を聴き、その意見をもとに修正し、市としての「参画と協働の指針」（案）を作成した。

その（案）について、平成20年2月16日から2月29日までパブリック・コメントを実施した上で「参画と協働の指針」を作成した。

## 2 「参画と協働の指針」とは

宮古市自治基本条例でうたった「参画と協働を原則とするまちづくり」及び宮古市総合計画に掲げた「市民と行政とのパートナーシップによる協働のまちづくり」を推進するため、「参画」と「協働」について基本的な考え方を示したもの。

### <一口メモ>

「市民」とは：市内に住んでいる人、市内で働いている人や学んでいる人、そして市内で活動する事業所などのこと。

「参画」とは：市民が、主体的に市の政策の企画、立案、実施、評価の各段階に加わり、意見などを述べること。

「協働」とは：市民と市議会と市が、責務と役割を自覚して、お互いに尊重しながら、協力して取り組むこと。

### 3 本指針の目指すもの

市民の自主的な活動の促進と、これまで以上に市民の知恵や技術、経験などをまちづくりに活かし、市民と市の参画・協働関係や、市民相互の協働関係を広めていくことで、宮古市総合計画で定めている本市の将来像である『「森・川・海」とひとが共生する安らぎのまち』の実現を目指す。

### 4 本指針の主な内容

- ① 参画・協働のとらえ方（参画・協働の概念・主体）
- ② 参画・協働のまちづくりの基本理念（参画・協働の原則、主体に期待される役割）
- ③ 参画・協働の手法
- ④ 参画・協働の推進方策

### 5 本指針の特徴

- ① 「参画」と「協働」についてうたった指針  
自治基本条例では、まちづくりの原則を「参画」と「協働」としており、本指針でも、「参画」と「協働」のそれぞれについて策定した。
- ② これからは、「市民相互の協働」が重要  
これからは、「市民と市の協働」や「市民と市議会の協働」とともに「市民相互の協働」が重要であるとした。
- ③ 「市議会」も「参画」と「協働」の主体  
自治基本条例の規定に基づき、「市民と市」に加えて「市議会」も、「参画」と「協働」の主体とした。